労働者派遣事業各種変更届提出書類一覧

許可申請時に記載された事項(様式第1号)に変更があった場合、もしくは事業所の新設があった場合は遅滞なく変更届を提出して下さい。(法第11条・同法施行規則第8条)

なお、変更手続が完了していない場合は有効期間更新手続ができなくなる恐れがありますのでご注意下さい。

必要	法人の	の変更	役員の変更(代表者含む)				事業所の変更				派遣元責任者の変更			
部数	名称	住所	新任	退任	氏名	住所	名称	所在地	新設	廃止	新任	退任	氏名	住所
原本1部 コピー2部			0	0	0	0			0	0	0	0	0	0
原本1部 コピー2部	0	0					0	0						
原本1部 コピー2部									0					
コピー2部	0	0												
原本1部 コピー1部	0	0	0	0	0	(注1)								
原本1部 コピー1部			0			0								
原本1部 コピー1部			0											
コピー2部									0					
(注2)									0					
原本1部 コピー1部								0	0					
コピー2部									0					
コピー2部									0					
コピー2部									0					
コピー2部									0					
原本1部 コピー1部									0		0			0
原本1部 コピー1部									0		0			
コピー2部									0		0			
	0	0					0	0						
2部								Δ	Δ					
原本1部 コピー1部									0					
2部									0					
									0					
	部本 12部 12 12 12 13 13 14 14 14 14 14 14	部数 名称 原本1部 コピー2部 原本1部 コピー2部 原本1部 コピー2部 の 原本1部 コピー2部 の 原本1部 コピー1部 原本1部 コピー1部 の 原本1部 コピー1部 の 原本1部 コピー2部 コピー2部 の 京本1部 コピー2部 「京本1部コピー2部	部数 名称 住所 原本1部 コピー2部 原本1部 コピー2部 コピー2部 コピー2部 コピー2部 コピー1部 コピー1部 原本1部 コピー1部 の (注2) 原本1部 コピー1部 コピー1部 コピー2部 「東本1部コピー2部	部数 名称 住所 新任 原本1部 □	部数 名称 住所 新任 退任 原本1部	部数 名称 住所 新任 退任 氏名 原本1部 コピー2部 コピー2部 コピー2部 コピー2部 コピー2部 コピー1部 コピー1部 原本1部 コピー1部 コピー1部 コピー1部 コピー1部 コピー1部 コピー2部 「東本1部コピー1部 コピー2部 「原本1部コピー1部 コピー2部	部数 名称 住所 新任 退任 氏名 住所 原本1部 コピー2部	部数 名称 住所 新任 退任 氏名 住所 名称 原本1部 コピー2部 コピー2部 コピー2部 コピー2部 コピー2部 コピー1部 原本1部 コピー1部 原本1部 コピー1部 の コピー2部	部数 名称 住所 新任 退任 氏名 住所 名称 所在地 原本1部 コピー2部	部数	部数 名称 住所 新任 退任 氏名 住所 名称 所在地 新設 廃止 原本1部 口 口 口 口 日本 和 和 和 和 和 和 和 和 和	部数	部数	新数 名称 住所 新任 退任 氏名 住所 名称 所在地 新設 廃止 新任 退任 氏名 日本 五七 五七 五七 五七 五七 五七 五七 五

注1)代表者の住所変更の場合は必ず必要。なお、代表者以外の役員の住所を登記している場合についても同様。

注2)直近の決算における「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、法人税納税申告書(別表1.4)」を各コピー2部「法人税納税証明書(その2所得金額用)」を原本1部、コピー1部

注3)事業所所在地変更や事業所の新設において所有者が事業主と異なる場合は「事業所の使用権」について「使用承諾書」等が必要となります。

[※] 特定製造業務への派遣の開始、終了の場合や海外派遣を行う場合も届出が必要となりますのでご注意下さい。(詳細については需給調整事業課へお問い合わせ下さい。)